

日行連発第 310 号
日政連発第 133 号
平成 26 年 6 月 24 日

各 単 位 会 長 殿
各 支 部 長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北 山 孝 次
日本行政書士政治連盟
会長 中 西 豊

改正行政書士法成立のご報告と御礼

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの「行政書士法の一部を改正する法律案」について、第 186 回国会（常会）における衆議院本会議（6 月 13 日開催）及び参議院本会議（6 月 20 日開催）にて、両院とも全会一致による可決を経て、無事成立いたしましたのでご報告申し上げます。

改正内容につきましては、平成 26 年 6 月 13 日付日行連発第 292 号・日政連発第 124 号「法改正にかかる進捗状況のご報告及び地元参議院議員への要請活動について（お願い）」にて、衆議院通過時点の資料を送付しているとおりでありますが、再度本書に添付させていただきますので、ご確認いただければと存じます。なお、改正法の施行日につきましては、公布の日より 6 カ月後とされております。

関係の皆様におかれましては、今般の法改正に対し格別のご理解ご協力を賜り、各地元議員への要請活動等、多大なるご尽力をいただきました。皆様のおかげをもちまして、今回の法改正が実現しましたこと、深謝申し上げます。

また、各単位会及び各支部におかれましては、今後、お世話になりました各地元議員へ感謝の気持ちをお伝えしていただきますとともに、地元レベルでの密なお付き合いを継続していただくようお願いいたします。（参考までに各議員への御礼状書式について、別添いたしますので、必要に応じてご活用いただければと存じます。）

日行連といたしましても、今回の法改正にとどまらず、行政書士制度のさらなる発展のための活動を引き続き推進して参りますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

改正行政書士法が成立!!

～行政書士に不服審査の代理権付与～

去る平成26年6月20日に開催された参議院本会議において、国や地方自治体の行政処分に対する不服申し立て手続きの代理業務を行政書士も請け負えるようにする改正行政書士法が全会一致で可決、成立しました。

今回の法改正は日本行政書士会連合会及び日本行政書士政治連盟が長年訴え続けてきた悲願であり、両組織が一丸となって取り組んできた成果だと思います。具体的には連合会会則に定める一定の研修課程を修了した行政書士（特定行政書士）に限り業務を行うことが出来ることになっており、現在連合会において、会則改正の準備を急いでいるところであります。

この法改正により、今まで行政書士が関与することが出来なかった紛争性のある業務分野の一部に参入できることになり、今後業務範囲の拡大が大いに期待されるところであります。

※以下、「改正行政書士法」新旧対照表添付

行政書士法の一部を改正する法律 新旧対照表

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第二章・第二章（略）	第二章・第二章（同上）
第三章 登録（第六条―第七条の四）	第三章 登録（第六条―第七条の三）
第四章―第九章（略）	第四章―第九章（同上）
附則	附則
（業務）	（業務）
第一条の二（略）	第一条の二（同上）
第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。	第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。
一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）（次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。	一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）（次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。
二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。	〔新設〕
三・四（略）	二・三（同上）
21 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。	〔新設〕
（特定行政書士の付記）	〔新設〕
第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。	〔新設〕
21 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。	〔新設〕
（登録の細目）	（登録の細目）
第七条の四 この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。	第七条の三 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。
（設立）	（設立）
第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。	第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。
（業務の範囲）	（業務の範囲）
第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号	第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する

<p>の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうち当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。</p> <p>一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部</p> <p>二 第一條の三第二項第一号に掲げる業務</p> <p>（日本行政書士会連合会の会則）</p> <p>第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項</p> <p>二 第一條の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に關する規定</p> <p>三 五 〔略〕</p>	<p>業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうち当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。</p> <p>（日本行政書士会連合会の会則）</p> <p>第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 四 〔同上〕</p>
--	--

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第二項関係）

（傍線部の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（行政書士法の一部改正）</p> <p>第四十三條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一條の二第二項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。</p> <p>第四條の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。</p> <p>〔略〕</p>	<p>（行政書士法の一部改正）</p> <p>第四十三條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四條の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。</p> <p>〔略〕</p>